

法務省事務当局試案に対する修正案②（追加提案）

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

委員 鴨志田 祐美

委員 村山 浩昭

幹事 田岡 直博

第1 再審請求審における証拠の提出命令等

3 証拠の閲覧・謄写

(3) 刑事訴訟法第四編に次の規定を設けるべきである（この規定による閲覧の場合にも、刑事訴訟規則第301条は適用される。）。

再審の請求をした者は、裁判所の許可を得て、裁判所において、訴訟に関する記録及び証拠物を閲覧することができる。

(4) 更に、次の規定を設けるべきである。

検察官は、再審の請求を受けた裁判所に証拠を提出するときは、その写しを提出しなければならない。

第3 再審の請求についての調査手続・審判手続等

3 再審請求審における事実の取調べ

(2)の2 次の規定を設けるべきである（証拠書類及び証拠物は証拠提出命令の対象になるので、この規定は証人尋問、検証又は鑑定の場合を想定している。）。

再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人から事実の取調べの請求があった場合においては、次に掲げるときを除き、決定で、事実の取調べをしなければならない。

- 一 再審の請求が不適法であるとき。
- 二 再審の請求に理由がないことが明らかなとき。
- 三 再審の請求の理由との関連性の程度その他の必要性の程度並びに弊害の内容及び程度を考慮して相当でないと認めるとき。

なお、試案第1・1・(1)の証拠の提出命令は「法務省事務当局試案に対する修正案」第1・1・(1)のとおり修正されるべきであるが、仮に修正されない場合には、次の規定を設けるべきである。

再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求の理由との関連性の程度その他の必要性の程度並びに弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、事実の取調べをしなければならない。

(2)の3 次の規定を設けるべきである（刑事訴訟法第299条参照）。

再審の請求をした者、弁護人又は検察官が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調べを請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

裁判所が職権で事実の取調べの決定をするについては、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。

以上

「第3 附帯事項」に記載すべきこと②（追加提案）

法制審議会－刑事法（再審関係）部会
委員 鴨志田 祐美
委員 村山 浩昭
幹事 田岡 直博

第2 運用事項

1 再審請求審における証拠の提出命令等（再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧・謄写）（試案第1、論点整理案1）

(3) 再審請求の準備段階における閲覧・謄写（論点整理案1(3)）

○ 刑事訴訟規則に、検察官は、再審の請求を受けた裁判所に証拠を提出するとき（第1・3の証拠提出命令を受けて提出する場合に限らない。）は、証拠の写しを差し出さなければならないこと及び裁判所は前項の写しを受け取ったときは、遅滞なく、これを再審の請求を受けた者又は弁護人に交付しなければならないことを定めること。

3 再審の請求についての調査手続・審判手続等（再審請求の審理に関するその他の手続規定）（試案第3、論点整理案8）

(2) 再審請求審における事実の取調べ（試案第3・3）

○ （検察官に事実の取調べの請求権を認めることには反対であるが、仮にこれを設けるのであれば）刑事訴訟規則に、検察官は、再審の請求を受けた裁判所に事実の取調べの請求書（刑事訴訟規則第188条の2参照）を提出するときは、請求書の謄本を差し出さなければならないこと及び裁判所は前項の謄本を受け取ったときは、遅滞なく、これを再審の請求を受けた者又は弁護人に交付しなければならないことを定めること。

(3) 再審の請求についての意見聴取（試案第3・4）

○ 刑事訴訟規則に、検察官は、再審の請求を受けた裁判所に意見書（第3・4の意見の聴取としてなされる場合に限らない。）を提出するときは、意見

書の謄本を差し出さなければならないこと及び裁判所は前項の謄本を受け取ったときは、遅滞なく、これを再審の請求を受けた者又は弁護人に交付しなければならないことを定めること。

第3 繼続的審議事項

4 証拠又はその一覧表の提示命令

第3・1の証拠提出命令及び同2の証拠又はその一覧表の提示命令の規定の運用状況について検討を加え、その結果に基づいて、裁判所が検察官に対し、検察官が保管する証拠一覧表（刑事訴訟法第316の14第2項参照）を提出させる規定の要否及び規定の在り方を検討すべきであること。

以上